

「複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲」への対応状況について

平成27年10月6日 食料産業局

検討の経緯

平成27年1月30日

○「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定

【農林水産省・経済産業省】

（1）中小企業等協同組合法（昭24法181）及び中小企業団体の組織に関する法律

（昭32法185）

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。

（地方農政局の権限を都道府県に移譲する方向で、都道府県が連携する仕組み等を検討するため、内閣府・経済産業省・農林水産省の3者による打合せを実施していくことで合意）

平成27年5月27日

○中協法及び中団法に係る権限移譲に関する関係府省打ち合わせ（第1回）
－都道府県が連携する仕組みに係る論点を整理

平成27年7月17日

○中協法及び中団法に係る権限移譲に関する関係府省打ち合わせ（第2回）
－論点に基づき、全国中小企業団体中央会へのヒアリングを実施
－別途、都道府県が連携する仕組み等に関して、複数県へのアンケートを実施

平成27年8月24日

○中協法及び中団法に係る権限移譲に関する関係府省打ち合わせ（第3回）
－論点に基づき、神奈川県へのヒアリングを実施

「都道府県が連携する仕組み」に係る今後の対応方針

上記3回にわたる打合せの結果、

- ①ヒアリングにおいて実態として従たる事務所は組合の運営に重要な役割を果たしておらず、業務又は会計の状況を確認するために従たる事務所に立入検査を行う必要がないものと認められること
- ②農政局による立入検査の実績は1件のみであり、かつ従たる事務所への実績は無いこと（平成23年9月以降）

から、法律・政令上に都道府県間の連携に係る特段の規定を措置しない形で、事務・権限を移譲することとしたい。

なお、並行権限について措置することは考えていない。

以上